（様式５）

最終更新日：令和7年10月30日

公益社団法人 日本ラクロス協会　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.lacrosse.gr.jp/

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	毎年度の事業計画・予算を策定し、内閣府への提出および当協会公式webにて公開している。これらは各部責任者による起案と役職員レビューを経て承認され、全国会議等にて各地域・各連盟の責任者・担当者との意見交換を通じ、透明性を確保しつつ適宜改善を図っている。 中長期計画については、2026年女子・2027年男子世界選手権の開催決定および2028年ロサンゼルス五輪での正式競技化を踏まえ、2025年度中に策定・公表予定であり、策定にあたっては関係者から幅広く意見を募る予定である。	
2	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	毎年度の事業計画に組織運営の強化に資する人材登用・職員育成を位置づけ、公表している。理事・監事には専門家や企業経営の知見を有する人材を登用し、職員についても必要に応じ専門的知識を持つ人材を採用している。	
3	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	毎年度の事業計画・予算を策定し、理事会承認の上、内閣府へ提出するとともに当協会公式webで公開している。各部責任者の起案や全国会議を通じて意見交換を行い、執行状況に応じた改善を図っている。	
4	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	外部理事の割合（目標25％）については、現理事15名中11名の73.3%である。 女性理事の割合（目標40％）については、現理事15名中5名の33.3％である。 役員候補者選考委員会にて、候補者リストの充実を図る等、継続的に向上を図っている。	
5	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること		

6	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	アスリート委員会は設置していないものの、社員総会において、様々なカテゴリーの競技団体（チーム）の代表者が社員として議決権をもっており、各種競技団体に所属するアスリートの声が反映される組織運営となっている。 また、協会内に連盟を内包していることで、各競技団体の代表者で構成される会議（主将会／代表者会議）を定期開催しており、直接運営に携わることができている。	
7	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	15名の理事と2名の監事の役員構成であり、地域、年齢（学生・社会人）、男女競技等カテゴリー問わず様々な声を丁寧に拾い上げて速やかに意思決定する、また、役員候補者選考委員会で作成しているスキルマトリクスにおいて全領域をカバーする、両側面から現在の規模は適切であると考えられる。	
8	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	役員候補者選考委員会において、理事年齢の多様性を確保し、且つ、その平均年齢を適切にモニタリングしている。 2024年6月役員改選時点での役員（監事含）の平均年齢は46歳（30歳代 5名／40歳代 5名／50歳代 7名／70歳代 1名）であり、年齢構成のバランスとしては、若年層が多い状況にある。 今後も理事会全体の年齢構成と多様性のバランスを注視し、必要に応じて年齢制限の設定を含めた適切な方策を検討していく。	役員候補者選考規程
9	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	当法人は在任10年超の理事はいない。再任回数の上限規定は無いが、今後、導入することを検討している。	
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	
10	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	独立した諮問委員会として、外部の有識者を含む委員によって構成される役員候補者選考委員会を設けており、現在、当該委員会は、弁護士、公認会計士、人事コンサルタント等の外部有識者によって構成されている。	役員候補者選考規程
11	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程として以下を制定済である。 ・倫理コンプライアンス規程 ・会員規約	倫理コンプライアンス規程 会員規約

12	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	法人の運営に関して必要となる一般的な規程として以下を制定済である。 ・会員規約 ・競技団体会員入会審査規程 ・賛助会員規程 ・組織規程 ・職務権限規程 ・倫理コンプライアンス規程 ・裁定規程 ・会計処理規程	会員規約 競技団体会員入会審査規程 賛助会員規程 組織規程 職務権限規程 倫理コンプライアンス規程 裁定規程 会計処理規程
13	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	法人の業務に関して必要となる一般的な規程として以下を制定済である。 ・通報窓口設置規程 ・文書管理規程 ・公印管理規程 ・稟議規程	通報窓口設置規程 文書管理規程 公印管理規程 稟議規程
14	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	法人の役職員の報酬等に関する規程として以下を制定済である。 ・役員の報酬等に関する規程 ・就業規則	役員の報酬等に関する規程 就業規則
15	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	法人の財産に関する規程として以下を制定済である。 ・財産管理規程	財産管理規程
16	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	財政的基盤を整えるための規程として以下を制定済である。 ・肖像権の取扱規程	肖像権の取扱規程
17	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程・その他選手の権利保護に関する規程として以下を制定済である。 ・NPC規程 ・日本代表選考に関する規程 ・日本代表活動ガイドライン	NPC規程 日本代表選考に関する規程 日本代表活動ガイドライン
18	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（4）審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	審判員資格制度および内規に基づき、当協会事務局審判部が各審判員の技能を審査した上で、各行事責任者と連携し、各試合への派遣審判員を決定している。	日本ラクロス協会公認審判員資格について （2022年6月1日時点）
19	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（5）相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	理事・監事に弁護士や会計士等の専門家を登用し、必要に応じて外部専門家に日常的に相談できる体制を整えている。職員も基本的な法的知識を有し、問題の有無を判断し専門家に適切に相談できる状況にある。今後も研修等を通じて法的知識の向上と相談体制の充実を図る。	

20	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（1）コンプライアンス委員会を設置し運営すること	倫理・コンプライアンス規程 および 裁定規程を制定し、法令遵守と公正な組織運営の確保に取り組んでいる。これらの規程に基づき、コンプライアンス担当役員 および 担当職員を設置し、日常的なコンプライアンス管理を担う体制を整備している。 さらに、違反行為の調査や処分に関しては、理事会から独立した「裁定委員会」を設置し、中立かつ公正に調査・裁定を行う仕組みを確保している。裁定委員会には外部有識者（弁護士等）を含めて構成し、実効性を担保している。	倫理コンプライアンス規程 裁定規程
21	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（2）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	現在コンプライアンス担当役員として学識経験者を任命しており、裁定委員会の委員長には弁護士を配置している。また、裁定委員会には弁護士や公認会計士等の外部有識者を含めることを規程上義務付けており、中立性・専門性を担保した体制を確立している。	倫理コンプライアンス規程 裁定規程
22	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	地域協会や連盟を別法人としておらず、各地域・各連盟を含めすべて協会内部の組織として一体運営しており、統一的なガバナンス・コンプライアンス体制を構築している。 協会全体および各連盟を対象に年1回以上のコンプライアンス研修を実施し、法令遵守・不正防止・代表選考の適正化・安全確保等の内容を周知している。今後も教材更新と対象拡大を通じて、協会全体でコンプライアンス意識の定着を図る。	
23	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	各地域・各連盟を内部組織として統一的に管理し、選手、指導者に対してコンプライアンス教育を実施している。 特に、指導者には対しては資格認定講習会で倫理・ハラスメント防止・安全管理・SNS利用等の教育を行っている。	
24	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（3）審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	協会事務局審判部が全国統一的に管理し、審判員に対してコンプライアンス教育を実施している。	
25	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（1）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	理事監事に公認会計士・弁護士がおり、また外部有識者（弁護士等）との連携により、法務・税務・会計等の組織体制は整備できている。	
26	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	会計および財産管理に関する規程を整備しており、会計事務所を含めた業務サイクルを確立している。 理事および監事にそれぞれ公認会計士がおり、適切に業務を管理監督され、年1回以上の監査を実施している。	
27	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	助成金に精通した外部有識者の支援を受け、適正な使用のために法令・ガイドラインを遵守した運用を行うための業務体制を構築している。	

28	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	公益社団法人として、内閣府に適切に定期提出を行うと同時に、事業計画・収支予算書 および 事業報告・計算書類を協会公式webにて公開している。	
29	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	代表選考に関する規程を制定し、当協会公式webにて公開している。	日本代表選考に関する規程
30	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	当協会公式webにて公開している。	
31	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（1）役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	役職員・選手・指導者等の関連当事者と協会組織との間に生じ得る利益相反については、案件毎に適切に理事会にて確認・管理している。	
32	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（2）利益相反ポリシーを作成すること	当協会は250を超える競技団体（チーム）を社団法人上の社員として有し、つまり1万人を超える競技者が実質社員に等しい状態にあり、非常に広範囲に渡る整理が必要であるため、利益相反ポリシーの作成について慎重に議論を行っている。 利益相反については、案件毎に適切に理事会にて確認・管理している。	
33	［原則9］通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	通報制度を設けており、当協会公式webに通報窓口を設置している。 また、通報窓口設置規程を制定し、公益通報者保護法に基づき、適正に対応している。	
34	［原則9］通報制度を構築すべきである	（2） 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	内部通報窓口は監事2名（弁護士1名、公認会計士1名）およびコンプライアンス担当理事が行っており、必要に応じ外部専門弁護士が対応出来る体制準備は整っている。	
35	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの　手続を定め、周知すること	倫理・コンプライアンス規程 および 裁定規程を制定しており、当協会公式webにて公表している。	
36	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（2） 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	裁定規程により裁定委員会を設置し、中立性および専門性を有する委員により処分審査を行うこととしている。	

37	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	スポーツ仲裁自動応諾に関する規程を制定している。	スポーツ仲裁自動応諾に関する規程
38	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（2）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	スポーツ仲裁自動応諾に関する規程を当協会公式webにて公開している。	スポーツ仲裁自動応諾に関する規程
39	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	複数名の監事（弁護士、公認会計士等の有識者）を選任することにより、危機管理および不祥事対応体制を構築している。 中期的に危機管理マニュアルを適切に整備していく。	
40	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	理事会から独立した諮問委員会として、裁定委員会が中立かつ公正に対応している。	裁定規程
41	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	規程に基づき、裁定委員会は必要に応じて外部有識者と連携をとり対応できる体制となっている。	

42	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	地域協会や連盟を別法人としておらず、協会組織内に内包しており、各地域・各連盟の活動に対しても当協会の各種規程・その他方針が適用・運用されている。	
43	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	各地域・各連盟は当協会内に内包しており、一体となって運営している。	